

和歌山工業高等専門学校の自己点検・評価等に関する規則

制 定 平成31年 1月 1日

最近改正 令和 6年11月13日

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法第109条で定められている「高等専門学校は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該高等専門学校の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする」に対応するため、和歌山工業高等専門学校(以下「本校」という。)における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(以下「教育研究等」という。)の状況について自ら行う点検及び評価等(以下「自己点検・評価」という。)に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 自己点検・評価は、本校の教育研究等の活動に対して行い、これにより見出された課題への対策及び改善を実施し、本校における教育研究等の一層の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 自己点検・評価 学校教育法(昭和22年法律第26号)第123条により準用される第109条第1項に定める自己点検及び評価
- 二 外部評価 本校が主体となって自己点検・評価の一環として行う学外者による評価及び検証
- 三 第三者評価 学校教育法第123条により準用される第109条第2項に定める認証評価機関が行う評価、その他高等教育の質保証を目的に行う評価
- 四 組織等 各学科、総合教育科、専攻科、各センター、各種委員会、事務部、技術支援室、その他校長が指定する組織をいう。

(実施体制)

第4条 自己点検・評価の企画、立案に関する総括は、運営委員会が行うものとする。

2 自己点検・評価の実施に関する総括は、自己点検・評価委員会が行うものとする。

3 自己点検・評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

4 自己点検・評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(自己点検・評価の項目)

第5条 自己点検・評価の項目は、認証評価機関が定める基準等を参考に、運営委員会の議を経て、校長が決定する。

(自己点検・評価の実施)

第6条 自己点検・評価は、前条に定める項目について、原則として毎年度実施するものとする。

- 2 自己点検・評価は、別表に示す自己点検担当組織（以下、「組織等」という。）がそれぞれ所掌する業務について実施し、これらを踏まえて、自己点検・評価委員会が本校全体について実施し、校長に報告するものとする。
- 3 自己点検・評価の実施に当たっては、校長の下、各組織の長が責任者となり、それぞれの所掌する業務に関して取り組むものとする。
- 4 組織等は、自己点検・評価の実施に当たり、学生又は学外者の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。
- 5 自己点検・評価に係る実施要項の作成に当たっては、運営委員会の議を経るものとする。

(外部評価の実施)

第7条 外部評価は、前条により実施した自己点検・評価の結果のうち校長が特に必要と認めた事項について、諮問委員会において実施するものとする。

- 2 外部評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(第三者評価の実施)

第8条 第三者評価は、学校教育法その他の法令及び評価実施機関が定める基準や観点等に従い実施するものとする。

- 2 第三者評価の実施に対応するため、第三者評価対応作業部会を設置することができる。
- 3 第三者評価対応作業部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(自己点検・評価の結果及び公表)

第9条 校長は、運営委員会の議を経て、自己点検・評価の結果を決定するものとする。

- 2 自己点検・評価の実施、外部評価の実施又は第三者評価を受けた場合は、その評価結果を刊行物その他広く周知を図ることのできる方法によって公表するものとする。

(自己点検・評価の結果に基づく改善)

第10条 校長は、自己点検・評価、外部評価又は第三者評価の結果に基づき、改善が必要と認めた事項について、組織等にその改善策の検討を付託する。

- 2 改善策の検討を付託された組織等は、改善案を作成し、自己点検・評価委員会に提出しなければならない。
- 3 自己点検・評価委員会は、前項の改善案に意見を付して校長に報告するものとする。
- 4 校長は、前項の報告に基づき、改善策を決定し、組織等の長に対して必要な指示を行い、改善策の実施状況の報告を求めるものとする。
- 5 自己点検・評価委員会は、前項に定める改善策の実施状況について検証を行い、検証の結果を校長に報告するものとする。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年11月13日から施行する。

別表 自己点検担当組織

自己評価担当委員会等	自己評価事項
教務委員会	本科学士の受入れ 本科の教育課程、学生への学習支援、教育の成果、 学生のキャリア支援、教育の質の改善・向上
厚生補導委員会	学生生活・課外活動の支援
学生相談室	学生相談室に関すること
学寮委員会	学生寮に関すること
専攻科委員会	専攻科学生の受入れ 専攻科の教育課程、学生への学習支援、教育の成果、 学生のキャリア支援、教育の質の改善・向上
広報委員会	広報活動に関すること
メディアセンター	図書館、情報管理室、情報セキュリティ
安全衛生委員会	安全衛生に関する管理運営
地域共同テクノセンター委員会	研究目的、研究分野と研究体制、研究活動・成果、 地域共同テクノセンター、地域社会との連携
国際交流委員会	国際交流に関すること
男女共同参画室	男女共同参画室に関すること
事務部	学校の目的、卒業生ネットワーク、同窓会、 外部評価及び自己点検評価による「教育の内部質保証システム：中長期将来構想 教育環境の整備・活用、人事予算等に関する管理運営
技術支援室委員会	技術支援室に関すること

自己点検・評価システムとPDCAサイクルの仕組み

